

## (仮) 滋賀県みどりの食料システム基本計画 (案)

令和 4 年〇月〇日

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市  
 栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市  
 日野町、竜東町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 16 条第 1 項に基づく基本計画として、「滋賀県環境こだわり農業推進計画（平成 31 年（2019 年）3 月策定）」（別紙 1）及び「みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画（令和 4 年（2022 年）3 月策定）」（別紙 2）を位置付けることとし、同条第 2 項各号で定められた項目については、次のとおりとします。

### 1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標（第 1 号関係）

目標項目	目標値	目標年度
環境こだわり農産物（米） <sup>※1</sup> の作付面積割合 <sup>※2</sup>	50%以上	R 4（2022）
カバークロップ取組面積 <sup>※3</sup>	800ha	R 8（2026）
オーガニック農業取組面積 <sup>※3</sup>	500ha	R 8（2026）
長期中干し実施面積 <sup>※3</sup>	12,000ha	R 8（2026）
秋耕実施面積 <sup>※3</sup>	19,100ha	R 8（2026）
施設・農業機械の省エネ化の推進 <sup>※3</sup>	121t-CO <sub>2</sub>	R12（2030）
燃油削減運動に取り組んだ漁船の割合 <sup>※3</sup>	80%	R 8（2026）

（※ 1 環境こだわり農産物：化学合成農薬及び化学肥料の使用量が環境的使用量（別紙 3）を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培する農業に係る知事の認証を受けた農産物。）

（※ 2 別紙 1 10 頁参照）

（※ 3 別紙 2 25・26・36 頁参照）

### 2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容（第 2 号関係）

(1) 化学合成農薬の効果的な使用、ICT 導入によるきめ細やかな用水管理、肥培管理等の取組の推進を通じて、環境こだわり農産物の生産の安定化と拡大を図ります。

（別紙 1 9 頁参照）

(2) 耕畜連携による家畜排せつ物のたい肥としての利用の促進、ペレット化等によるたい肥の利便性の向上、レンゲ、ヘアリーベッチ等の緑肥作物の利用推進等により、農地土壌への有機物施用を推進します。

(別紙1 9頁、別紙2 14頁参照)

(3) 水稲では「栽培手引き」の作成や研修会等の開催による低コスト安定技術(目標収量420kg/10a)の確立及び普及、茶では有機栽培茶の安定栽培技術及び有機JAS認証に適合する茶園管理技術の確立等、オーガニック農業(有機農業)に必要な栽培技術の開発及び普及を通じ、水稲及び茶を中心にオーガニック農業の取組面積の拡大を図ります。

(別紙1 14・15頁、別紙2 14頁参照)

(4) 中干しの期間を通常より長い14日間以上実施する「長期中干し」や水稲収穫後の秋に稲わらを鋤き込む「秋耕」の取組の推進により、水稲栽培期間を通して排出されるメタンガスの削減を図ります。

(別紙2 13頁参照)

(5) ヒートポンプ、二重カーテン等の省エネ効果の高い園芸施設等の普及促進を図ります。

(別紙2 13頁参照)

(6) 漁船の航行速度を1割低減することで、燃油消費量と二酸化炭素量を削減できることから、漁業者に対して「燃油削減運動」の取組を推進します。

(別紙2 19頁参照)

### 3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の活用に関する事項(第4号関係)

(1) 高温化でも品質が低下しにくい中生熟期の水稲品種を育成します。

(別紙2 15頁参照)

(2) 先端技術の導入等を促進するため、関係事業者・団体等と連携・協力しながら取組を進めます。

(別紙1 18・19頁参照)

### 4 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項(第5号関係)

(1) 環境こだわり農業の意義及び環境保全に資する効果、農業者の努力などを発信するとともに、各種メディアを活用した環境こだわり農産物の生産・販売情報の発信、こだわり滋賀ネットワーク※などの消費者団体との協働などにより、環境こだわり農業及び環境こだわり農産物への理解促進と利用拡大につなげます。

※ 生産者、消費者、企業、団体、行政などで構成。会員が集い共に考え行動することにより、県民への食の安心感の醸成、地産地消の推進等を図ることを目的とした団体

(別紙1 9頁参照)

(2) 飲食店、事業所食堂等において、環境こだわり農産物の積極利用を推進するとともに、「おいしが うれしが」キャンペーン※の登録事業者に対して、環境こだわり農産物の販売及び取扱を働きかけます。

※ 県と食品販売事業者が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。

(別紙1 10頁参照)

(3) 子どもたちが環境こだわり農業やその琵琶湖等の環境保全に果たす役割について学ぶ機会を設けるなど、食育を推進します。

(別紙1 10頁参照)

## 5 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項（第6号関係）

(1) 農業者、農業団体、農産物販売業者及び消費者等がそれぞれの立場で次のとおり主体的に連携して取組を進めます。

ア 農業者 環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。

イ 農業団体 農業者が環境こだわり農業にまともって取り組めるよう、組織化や指導・支援を行います。

ウ 農産物販売業者 環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

エ 消費者等 環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物等の積極的な利用に努めます。

(別紙1 18頁参照)

(2) 県と市町が連携し、モデル地区となりうる特定区域の設定に努めます。

(3) 農業者が取り組みやすく、収益の見込める生産技術の開発・普及を推進するとともに、きめ細やかな栽培指導に努めます。

(4) 2に基づき、環境負荷低減活動の促進を図るほか、木質バイオマスのエネルギー利用促進による二酸化炭素排出量の削減や、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによって、さらなる森林整備や森林吸収源対策を推進し、持続可能な温室効果ガス削減につなげるなど、県産材をはじめとした森林資源の循環利用を推進します。

(別紙2 21・22頁)

<関連する計画の概要>

別紙1 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

計画期間：平成31年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）まで

※令和4年度中に改定する予定。

別紙2 みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画

計画期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）まで

# 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(概要版)

## 第1 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

- 「琵琶湖の保全再生に関する法律」の制定、SDGsの特徴を生かした施策づくりや世界農業遺産認定にむけた取組の始まりにより、琵琶湖等の環境保全や生物多様性保全など、持続可能な農業を進める必要性がさらに高まっている。
- 水稻においては県全体の作付面積の概ね半分で環境こだわり農業が実践され、京阪神にも環境こだわり米の販売が進んできたが流通量は少なく認知度が低い。
- 平成30年度からの米政策の見直し等により、産地間競争はより一層激化することが予測されることから、産地競争力の強化が喫緊の課題。
- 平成32年度から、国の環境保全型農業直接支払交付金制度の見直しを検討されている。
- こうした環境変化を踏まえ、計画を途中で見直し、新たに計画を策定。

### 2 計画の位置づけ

- 条例第7条の規定に基づく、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画
- 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」として位置づけ

### 3 計画期間

- 平成31年度(2019年度)から平成34年度(2022年度)までの4年間



## 第2 環境こだわり農業の現状と課題

### 1 これまでの成果

- 平成29年には15,609haまで取組が広がり、水稻では45%の面積で取組実施
- 全量環境こだわり農産物である「みずかがみ」は2,575haに拡大(H29)
- 生物多様性保全に向けた「魚のゆりかご水田」の取組も131haに拡大(H29)
- 環境こだわり農産物を利用した加工品も、のべ76品開発された(H29)
- 県内における化学合成農薬の使用量は、約4割削減(H12対比)
- 琵琶湖環境への農業系由来全窒素の負荷は18.2%削減(H12対比)

### 2 現状と課題

- 慣行栽培に比べ収量や品質が不安定な場合がある
- 慣行栽培と生産コスト差が広がり、環境こだわり栽培のメリット感が減少
- 市場において慣行栽培と同程度の価格で扱われる事例が多い
- 生産量に対して、環境こだわり農産物として取り扱われる量が少ない
- 県民の環境こだわり農産物に対する認知度が低い(H30:45.7%)
- 国の環境保全型農業直接支払交付金制度の見直しが検討中

### 3 新たな動き(オーガニック農産物の市場拡大の可能性)

- 県政世論調査では、オーガニック農産物に対する認知度は49.4%(H30)
- オーガニック農産物等を「購入したいと思う」64.6%、次いで「現在、購入している」(18.0%)と高い関心が示されていた(H28農林水産省)
- 国内事業者で有機農産物の取扱割合の拡大を目標に掲げる量販店も出現

## 第3 長期的な目標

環境こだわり農産物のブランド力が高まり、県内外の消費者に求めていただくことで、環境こだわり農業に取り組み農業者の所得向上につながり、もって、環境こだわり農業の持続的発展とさらなる琵琶湖等の環境保全に資することを目指します。

## 第4 基本方針

環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの生産拡大・消費者の理解促進の取組に加え、新たに環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を展開するとともに、化学合成農薬・肥料を使用しないオーガニック農業(有機農業)を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります。



## 第5 施策の方向と成果目標

### 重点施策1: 環境こだわり農業の一層の拡大

#### (1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- 生産技術等の開発・普及、栽培指導による、生産の安定化と拡大
- 代替技術の導入等による化学合成農薬および化学肥料の一層の削減
- 堆肥利用やカーブアップの作付けなどの自然循環機能を高める取組の推進
- 集落ぐるみによる農業排水対策の推進等による農業濁水の流出防止
- 国交付金活用による、環境こだわり農業の組織ぐるみでの取組を推進

#### (2) 県内外への発信

- 琵琶湖を守る日本一の取組であることなど、情報発信し認知度向上
- 環境こだわり農産物認証マークを表示した出荷・販売の促進
- 飲食店、事業所食堂等での環境こだわり農産物の利用推進
- 環境こだわり農産物を用いた食育の推進

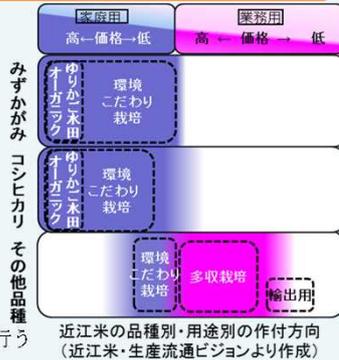
成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米の作付面積割合	45%	50%以上

【継続把握指標】 環境こだわり農産物の認知度 45.7%(2018)

### 重点施策2: 環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた新たな取組

#### (1) 水稻

- 主に家庭用として流通する「みずかがみ」と「コシヒカリ」は環境こだわり米として作付推進
- 全量が環境こだわり米の「みずかがみ」の需要に応じた生産の拡大
- 環境こだわり米「コシヒカリ」の仕分け徹底、および新パッケージによる販売
- オーガニック米を象徴とする流通対策を進め、「環境こだわり米」全体のブランドイメージ向上を図る



#### (2) 野菜等園芸作物

- 重点推進品目を定め、全県で一体的なPRを行うなどし、優位販売につなげる
- 直売所等に向けては多品目生産を推進し品揃えを強化

#### (3) 加工食品での環境こだわり農産物の利用促進

- 環境こだわり農産物の加工食品での利用、販売を促進
- 環境こだわり大豆等の仕分けをすすめ、加工原料としての流通拡大を図る

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
環境こだわり米作付面積(みずかがみ)	2,575ha	3,000ha以上※1
(コシヒカリ)	5,148ha※2	6,000ha
野菜で環境こだわり農産物の生産拡大を図る重点推進品目数	—	3品目以上

※1需要に応じてさらに拡大 ※2コシヒカリ全作付面積11,656haの内数

【継続把握指標】環境こだわり米コシヒカリの集荷量に対する出荷割合37.8%(2017)

### 重点施策3: 環境こだわり農業の象徴的な取組としてオーガニック農業等を推進

#### (1) オーガニック農業の推進

- 象徴的な取組として推進し環境こだわり農業全体のブランドイメージ向上
- 地域内で合意形成が図られ土地利用等に支障が無いよう進める
- 有機JAS認証の取得を推進
- 相談窓口を設置し技術的な支援や経営への助言
- 当面は、技術普及の目的が立った水稻、茶を中心に推進を図る

#### ○水稻

- 栽培の手引き作成や研修会等を通じた安定生産技術の普及
- 20~30ha規模の経営体を中心にオーガニック栽培(4~5ha)を推進
- 「滋賀のオーガニック米」として統一精米袋を作成するなど、生産から販売までの企画・調整やブランドコントロールを行い県域で産地化
- 首都圏での市場開拓を進め大ロットでの販売を目指す
- 将来的にはオーガニック農業(水稻)の取組で日本一を目指す

#### ○茶

- 海外への市場開拓を進め「近江の茶」のブランド力を向上
- 安定生産技術の確立と研修会等による普及
- 生産者、茶商等の連携に基づくマーケットインによる生産拡大

#### (2) 琵琶湖と共生する「魚のゆりかご水田」の推進

- 魚道設置や販路の開拓等の支援により新規の取組を促進

#### (3) 殺虫殺菌剤を使用しない栽培(除草剤のみ使用)の推進

成果目標	現状(2017)	目標(2022)
オーガニック農業(水稻)取組面積	247ha	420ha
オーガニック農業(茶)取組面積	7ha	12ha
魚のゆりかご水田取組面積	131ha	250ha

【継続把握指標】 有機JASほ場面積 186ha(2017)

## 第6 計画の推進

- 1 各主体の取組と連携 (1)農業者等 (2)農業団体 (3)農産物販売業者 (4)消費者等

- 2 計画の進行管理と評価

# 【概要版】

## CO<sub>2</sub>ネットゼロ実現と気候変動への適応 ～みらいを創る しがの農林水産業気候変動対策実行計画～



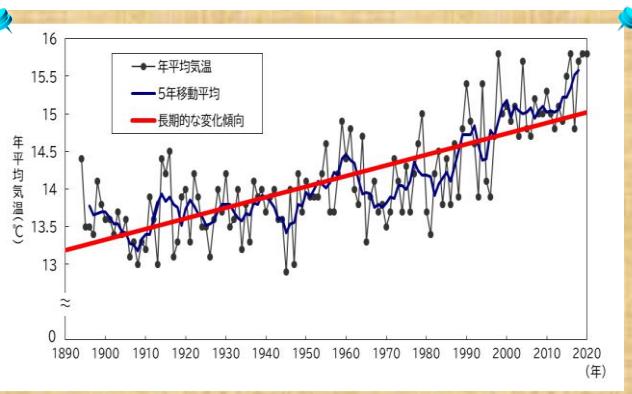
### はじめに

<背景> 現計画が令和3年度で計画期間の終期。国および県における脱炭素社会に向けた動きを踏まえ、次期計画を策定する。  
 <趣旨> 滋賀県農業・水産業基本計画および琵琶湖森林づくり基本計画に基づき、近年の気候変動に対応した農林水産業における生産技術対策や温室効果ガスの排出削減、吸収源対策等を推進するための施策や試験研究内容とする。  
 <期間> 令和4年度(2022年)～令和8年度(2026年) [5年間]

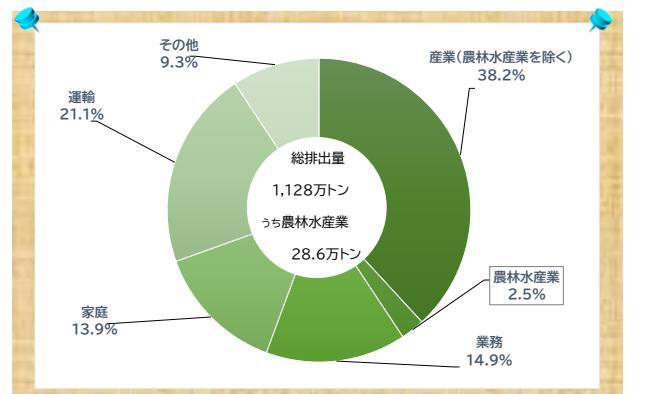
### 第1章 農林水産業気候変動対策実行計画の推進方針

#### 気温上昇と温室効果ガス排出の状況

滋賀県の年平均気温(彦根)は、**100年間で約1.4℃上昇**。今世紀後半までの約100年間に、さらに約2.9℃上昇(現在の宮崎県の平均気温に相当)。



2018年度の本県の温室効果ガス総排出量は1,128万t-CO<sub>2</sub>で、そのうち**農林水産業からは28.6万t-CO<sub>2</sub>排出され、県全体の2.5%を占める**。



#### これまでの本県の取組

- 緩和策**
  - 温室効果ガス(メタン)発生量を約3割減少できる、**長期中干し(14日以上)の推進**
  - 森林整備や県産材利用による**森林吸収源対策**

**R2年度 11,000ha以上実施 約24,000t-CO<sub>2</sub>の削減**

溝切り作業

※ 中干し過剰分げつ抑制や根への酸素供給のため、茎が十分な数に達した時点で水田の水を抜くこと。通常、7～10日程度。

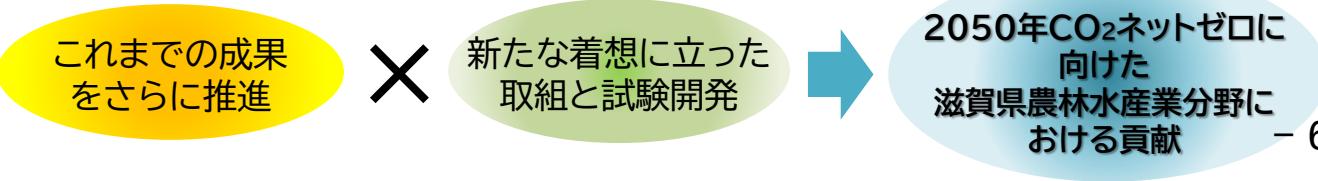
公共施設への県産材利用

- 適応策**
  - 高温下においても安定した品質を有する近江米「**みずかがみ**」の**作付拡大**を推進。
  - 治山施設の整備による**山地災害の復旧**等を推進

みずかがみの作付け面積推移 (H25年度～R1年度)

治山施設の整備による山地災害の復旧

しかしながら、2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロを実現可能なものにするには、これまで成果を挙げてきた取組に加えて、さらなる**新たな取組が必要**である。



### 第2章 温室効果ガス削減に向けた緩和策と気候変動の影響への適応策

#### 農業分野

長期中干しの推進

- 長期中干しや秋耕による水田からの温室効果ガス(メタン)の発生抑制を推進します。
- また、温室効果ガス削減や温暖化に適応する栽培技術の試験研究開発を行います。

#### 畜産分野

アミノ酸バランス飼料の給餌

- 家畜に給与する飼料の県産率の向上や和牛子牛の生産拡大等、これまで県外に頼っていた資源の県内生産を推進します。
- 家畜飼養に伴い排出される温室効果ガスを削減する新技術の実証・普及を推進します。

#### 林業分野

適切な森林整備の推進

- 適切な森林整備や主伐・再造林の推進、県産材利用の促進による持続的な森林吸収源(CO<sub>2</sub>)の確保を進めます。
- 治山施設の整備等による山地災害の未然防止や復旧を図ります。

#### 水産分野

航行速度の低減

- 漁船航行時の省エネ化に向けた指導・啓発およびICT技術を活用した漁獲の効率化に資する技術開発を行います。
- また、琵琶湖の生態系や重要魚介類の資源量への気候変動の影響把握に取り組みます。

#### 総合的な取組

ため池等を活用した太陽光発電

- 地産地消の継続した推進と併せ、農村地域における農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー発電施設の普及拡大等を進めます。

### 第3章 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けて検討すべき内容

2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロを実現可能なものにするには、これまで成果を挙げてきた取組に加えて、次の3つの視点を踏まえた検討を継続して行うこととする。

- 視点1 緩和策×適応策**  
適応策をとることで同時に緩和策にも繋がる対策の検討
- 視点2 多様な地産地消(地域内循環)**  
農産物の地元で生産し地元で消費する地産地消に加え、生産にかかる資源やエネルギーの地域内流通および消費に関する対策の検討
- 視点3 情報発信・制度**  
生産側の対応策だけでなく、消費側の意識や行動変容を促す対策の検討

### 第4章 計画の進行管理等

### 参考資料

- 社会・環境を取り巻く情勢
- SDGsのゴール、ターゲットと成果指標との関係等